

# 国立国語研究所運営会議規程

平成21年10月 1日  
国語研規程第2号  
改正 平成28年 4月 1日  
改正 平成29年 7月10日  
改正 令和 7年 4月 1日

## (趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構大学共同利用機関運営会議規程（人間文化研究機構規程第7号。以下「機構規程」という。）第2条第2項及び第7条の規定に基づき、国立国語研究所に置かれる運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 運営会議の委員（以下「委員」という。）は、20名以内とし、機構規程第2条第1項第1号に規定する委員は過半数とする。

2 機構規程第2条第1項第2号に規定する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副所長
- (2) 研究主幹
- (3) センター長
- (4) 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本語言語科学コース長
- (5) その他所長の指名する教授又は客員教授 若干名

## (議長及び副議長)

第3条 運営会議に議長及び副議長を1名ずつ置く。

- 2 議長は、機構規程第2条第1項第2号に規定する委員のうちから、副議長は機構規程第2条第1項第1号に規定する委員のうちから、それぞれ運営会議において選出する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

## (招集)

第4条 運営会議は、所長の求めに応じ、議長がこれを招集する。

- 2 議長は、審議に急を要し招集が困難であると認めるときは、書面審議をもって招集に代えることができる。
- 3 前項の書面審議については、別に定める。

## (議事)

第5条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 運営会議に、専門的事項について審議を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 議長が必要と認める場合、専門委員会に委員以外の者を加えることができる。

3 専門委員会の設置及び運営については、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。